

第5回 定住自立圏構想研究会 議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成20年3月31日（月）18：00～19：30
- 場 所：総務省8階 第1特別会議室
- 出席者：佐々木座長、小西座長代理、大西委員、小田切委員、梶井委員、桑野委員、田中委員、辻委員、牧野委員、薄井委員（厚生労働省政策統括官）、中條委員（農林水産省農村振興局長）、榊委員（国土交通省総合政策局長）、谷口総務副大臣、二之湯総務大臣政務官、瀧野事務次官、岡本自治行政局長、岡崎大臣官房総括審議官、中田政策統括官、門山大臣官房審議官
事務局：山崎大臣官房参事官、境大臣官房企画官

【議題】

- （1）大西委員からの報告
- （2）中條委員からの報告
- （3）定住自立圏の整備の考え方とその実現方策
- （4）検討の視点
- （5）意見交換

【配付資料】

- [資料1](#) 人口回復・雇用促進・人材還流のポンプ役となる政策を（大西委員提出資料）
- [資料2](#) 農村の現状と方向（中條委員提出資料）
- [資料3](#) 定住自立圏の整備の考え方とその実現方策
- [資料4](#) 検討の視点（案）
- [参考](#) 定住自立圏構想研究会（第1～4回）における主な意見（概要）
- [資料5](#) 定住自立圏構想研究会の今後の進め方（案）

【委員からの報告】

- 大西委員より、[資料1](#)に基づき報告。
- 中條委員より、[資料2](#)に基づき報告。

【事務局説明】

- 事務局より、[資料3](#)及び[資料4](#)に基づき説明。

【意見交換（概要）】

- 多くの住民は地域の圏域を感覚として有しており、「共生の協定」という制度で圏域を決めた方がうまくいく場合と、そうでない場合があるのではないかと。

- 都市計画区域の線引きや、都市計画の用途地域を広域の見地から決定することについては、中心市が行うのではなく、中心市と周辺市町村が調整して都道府県に意見を述べるとする方が合理的ではないか。
- 定住自立圏においては人材の確保が重要であり、行政サイドの観点だけではなく地域特性や住民ニーズについての方向付けを行った上で、どのような人材が必要かを考えるべき。
- 「出生率が低い東京圏に人口が集中」とあるが、両者をつなげるのはいかがか。「定住自立圏が少子化対策にもなる」としているが、論理をつなぐために言葉を補う必要があるのではないか。
- 介護については民間中心でサービスが地域に密着しており、医療と介護では性格が違うことを踏まえる必要があるのではないか。
- 遠隔医療について、制度的位置付けという言葉は馴染まないと思うが、病院と地域を結ぶためのラストワンマイル対策が重要であることは確かである。
- 定住自立は制度が完全であれば実現できるものではなく、実現するための基盤と市町村の努力によるところが大きい。定住自立圏で人材誘導を適切に行うために、制度だけの責任にするのではなく、市町村の努力を引き出す必要がある。
- 地域の人がリーダーシップを取るための人材育成がポイントであり、都市から地域へ一過性で教えに行くのではなく、地域の人材の育成と発掘を行い自発的な活動を引き出す仕組みが必要である。
- 地域には自然環境的なものだけでなく、文化的なものやライフスタイルなどの魅力があり、農業スタイルも地域ごとに異なっていることから、地域主導でいきいきとした地域を創る必要がある。
- 人材確保について、地域において一緒に考え動く外部専門家、チームに入って共に地域を考える若い人材、地域には見当たらないが地域と同じ目線で考えることができる人材が求められる。
- 合併した市町村が、合併しなくても定住自立圏で対応できたということにならないように、定住自立圏と市町村合併との関係を丁寧に説明する必要がある。
- 農業による経済活性化については、大規模農家や兼業農家のあり方についての整理が必要ではないか。
- 農村については、農工法の新たな活用も含めて活性化を図っていく必要がある。また、農村の活性化とコンパクトシティの発想を両立できるように工夫することが重要である。
- 協定による場合と一部事務組合や事務委託による場合の実質的な違いを明確にする必要があるのではないか。
- 米などの土地利用型農業については、年間を通じて雇用を均等化するために、単作から副業化していくケースもあり、経営の観点が重要になっている。一方、小規模農家等については、直売所等多様化する流通を活かして、

付加価値をつけてビジネスチャンスとすること等が求められる。

- 集客施設が人の動きを変えただけでなく、郊外への人口の動きに伴って集客施設が郊外に立地したともいえる。コンパクトシティだけではなく、拡散した市街地を使いこなすための高齢者でも運転できる自動車などの技術開発が必要ではないか。
- 自立した生活を地方で実現するためには、圏域についての制度的な話だけではなく、各論を掘り下げる必要がある。
- 昨年11月にまちづくり3法が施行され、今後は、郊外への大規模集客施設の立地は収まると考えられる。
- 市街化区域の拡大により宅地が拡散したが、下水道等の公共施設の整備が追いつかなかった数十年来の経緯がある。本当の中心市街地を作るためにコンパクトシティを考えていくことも重要である。
- 一方で、拡散した市街地に対応して、1人乗りの自動車などを開発して、施設等へ通いやすくすることも必要である。
- 一部事務組合や広域連合では意思決定が二重となり意見がまとまらないことがあるのに対し、「協定」は中心市にマネジメントを一元化するものことから、「協定」は一部事務組合・広域連合と合併の中間に位置付けられると考えられる。
- 周辺市町村は、「協定」に基づいて財政的負担をするとともに、人的負担をする必要もあるのではないか。
- 「協定」は周辺市町村の救済のための協定ではないことを強調し、「協定」を結んだ場合の政策的メリットを打ち出すべきである。
- 周辺市町村が適用を受けている過疎法や山村振興法などの地域振興立法に絡めて、定住自立圏について何らかの仕組みを設けるべきではないか。
- 定住自立圏の周辺市町村に関して、「生活交通の確保」、「地域マネージャーが職業として成り立つ仕組み」、「限界集落の原因の一つである住宅問題への対策」の視点が必要である。

(以上)